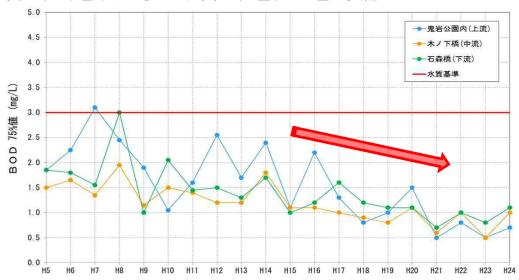
計画改定の背景

平成6年に本町を含む可児川流域の1町2市(御嵩町、可児市、多治見市)が水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」の指定を受けました。この指定を受け本町では、生活排水対策の実施を推進するための計画(「生活排水対策推進計画」)を平成6年度に策定しました。その後、一部計画内容を見直した改訂版を平成13年度に発行し、現在まで総合的・体系的な生活排水対策を推進してきました。

計画策定から現在まで約20年が過ぎ、計画目標年度である平成25年度を迎えました。この間、公共下水道や合併処理浄化槽の普及、町民の水環境に対する意識向上などにより、可児川の水質は年々改善されてきています。(下図及び右図を参照)



可児川のBOD値の経年変化 (BOD:代表的な河川水質指標)

いのちの源であり、私たちの心に安らぎと潤いを与えてくれる「水」。この自然の恵みである「水」を現状以上の状態で次世代に引き継いでいくことは私たちの使命です。そのためには、この水質改善傾向を今後も遵守していく必要があります。そこで計画目標年度を新たに平成35年度に設定し、引き続き生活排水対策を推進していきます。

本計画書は、前計画策定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、今後の生活排水対策の指針となり得るように改定したものです。



可児川

計画の理念~めざす水環境像・それを実現する社会像~

良好なまちづくりを推進していくには、地域の特性を映し出すとも言える可児川を軸に、町 民、事業者、町が、それぞれの責務を理解し、協力して、水環境についての共通の目標を持って 取り組んでいくことが重要となってきます。

さらに、可児川流域全体での生活排水対策の推進には、流域の1町2市の連携が必要不可欠となってきます。

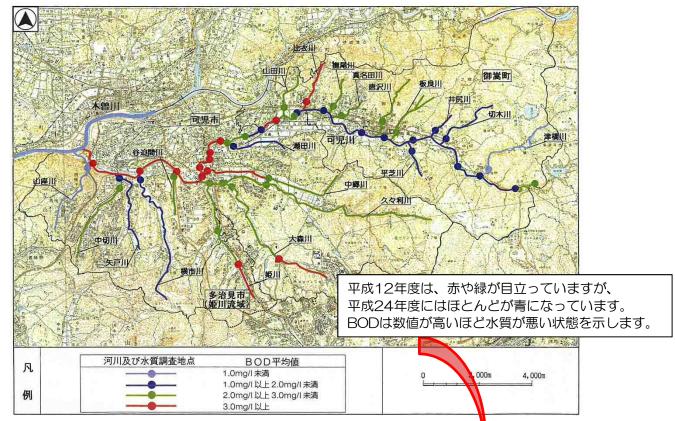
以上のことを踏まえ、「めざす水環境像・それを実現する社会像」は次のように設定し、生活排水対策を町民や関係者とともに進めていくこととします。

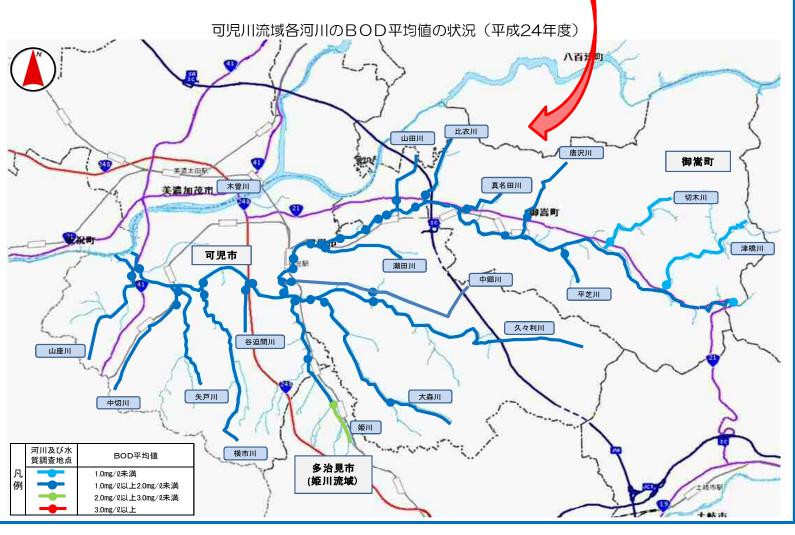
ふれあいたくなる川を共に育む 環境のまち みたけ

次ページに計画の理念を実現するために設定した以下4つの目標の内容とその方針を示します。

- ・明日に残そう 命の水
- ふれあおう、大切にしよう うるおいの水辺
- ・みんなで育もう みたけの水環境
- ・つなげよう 可児川の流れ

可児川流域各河川のBOD平均値の状況(平成12年度)





ふれあいたくなる川を共に育む 環境のまち みたけ

明日に残そう 命の水(生活排水処理施設等の整備)

【目標】

町内を流れる河川に魚がすみ、子供が遊べる安全な川であることは町民の願いです。川には自浄作用があり、ある程度の汚れは自然にきれいにしてくれますが、容量を超える水の汚れには対応できません。よって川の環境容量にあった水質の水を川に流し、生きるものすべてにとっての命を育む源である水を守ることが大切です。汚れた水は生活排水処理施設できれいにしてから川に流します。この基本を本町全域に広めることをめざします。

【方針①】 流域関連公共下水道の整備推進・接続促進

健康で快適な生活環境・自然環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、流域関連公共下水道の整備を推進し、供用開始区域においては、早期の接続を促進します。

流域関連公共下水道の整備を推進する上で、管渠建設事業を事業認可区域から順次、計画的・効率的に推進します。

【方針②】 合併浄化処理槽の普及

国、県等の合併処理浄化槽に関する方針や支援の動向を踏まえ、人口密度が低く、集合処理が不適当な地域については、合併処理浄化槽の設置に努めます。そのため、国、県の補助金制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽に対する補助事業を推進します。

あわせて、合併処理浄化槽の必要性と補助制度のPR・啓発活動、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

また浄化槽の能力維持のため、浄化槽の適切な維持管理を促進します。

【方針③】 生活排水浄化資材等の利用促進

1ミリ目キッチンストレーナーや三角コーナー、台所用水切りネットの町民の使用を促し、ブルーリバー作戦を推進します。さらに食べ残しを処理するゴムべらや洗剤がなくても汚れのおちるアクリルたわし等の利用のPRに努めます。

みんなで育もう みたけの水環境(生活排水対策に係る啓発等)

【月標】

恵み豊かな環境を次世代につなげていくことは、私たち全ての願いであり、責務でもあります。それには、町民、事業者、町が協力しなければ、実現することはできません。水環境だけでなく、広く環境全体にわたって良好な環境づくりを積極的に推進するために、私たち一人ひとりが環境に配慮した行動ができる心を養い、町民、事業者、町が連携し水環境保全に貢献するまちづくりをめざします。

【方針①】 町民・事業者・町の責務の明確化・PR

生活排水対策や水環境保全を伝えるとき、まず、そのために何をすべきか、自分にはどんな役割・責務があるのかを知り、理解することが第一歩です。

そのために町民・事業者・町の責務を明確にし、自分の役割を理解していただけるようPRしていきます。

【方針②】 生活排水対策や水環境保全に関する情報の収集・提供

生活排水対策や水環境保全に関する必要な情報が適切に収集・整理され、町民、事業者と共有するために、現在の施策を充実させるとともに、高度情報化社会に適応した新しい情報収集や情報提供を推進します。

【方針③】 水環境を育む行動の普及と活動への支援

水環境保全について、町が何に向かって施策を講じているのか明確にし、それを町民一人ひとりに伝える努力をし、それらを知った町民、事業者が自主的に活動できるような支援を推進します。

【方針4】 成果の評価・継続的改善

計画、実行、評価、行動のPDCAの考え方を応用し、今後、水環境保全に係る実施した事業・施策等について、効果、もしくは成果を点検・評価する町内のしくみをつくります。

ふれあおう、大切にしよう うるおいの水(水辺空間等の整備)

【目標】

町民にとって、うるおいのある水環境が身近にあるということは、川に対する関心を深め、生活排水対策を行う動機づけにもなります。また、様々な動植物を育む自然豊かな水環境は、子どもたちの遊び場となり、自然に対する感動や自然を慈しむ心といった自然観、環境観を育む体験の機会を創出します。健全な水循環を確保することは、本町の責務です。

町民にとってうるおいのある水環境をふやしていくことをめざします。

【方針①】 うるおいのある水辺空間の整備推進

河川の改修にあたっては、親水性を活かした整備を推進します。

町民の川に対する関心を高め、うるおいのある水辺空間の創出のため、シルバー人材センターやボランティア団体による草刈作業や"御嵩をきれいにし隊"による清掃活動を今後も継続して実施し、河川敷や堤防敷の美化に努めます。

町内には河川だけでなく、多数のため池がありますが、水源としては もちろん、うるおいのある景観を生み出す水辺空間として位置付け、た め池整備事業を推進します。



【方針②】 水循環利用の推進

森林や水田、ため池は、本来、地下水涵養・貯留、水量調整、水質浄化等の水環境保全機能を有しています。これらの機能を維持し、水の循環利用を図るため、森林や農地等の緑地の保全に努めます。河川の流量保持、ひいては、河川の水質浄化のため、雨水等の利用を促進します。身近なところでは、雨水・井戸水の散水や洗車への利用促進、公共施設においては、雨水貯留槽の設置の導入を検討します。地下水は自然の浸透過程における浄化作用を持つとともに、湿地や湧水の水量を維持する等、水循環における貯蔵庫としての機能を有し、重要な役割を果たしています。このため、公共施設等の整備に際しては雨水浸透ますの設置や道路透水性舗装(実績例:中公民館駐車場を浸透性舗装にて整備)により、雨水の地下浸透の推進を図ります。

つなげよう 可児川の流れ(可児川流域全体の生活排水対策)

【目標】

可児川流域の上流部もしくは下流部のみの取り組みでは、可児川流域全体の生活排水対策は推進できません。

生活排水対策を推進するためには、可児川流域の1町2市の住民、事業者、行政の連携を高め、良好な水環境づくりを進める必要があります。

流域の1町2市の連携により、より効果的な生活排水対策の推進をめざします。

【方針①】 流域市町の連携による生活排水対策の推進

流域の1町2市の協力により、可児川流域全体を意識した定期的な河川美化活動を推進します。 環境リーダーを流域市町間で活用し合い、その交流を推進します。

